2026年 8月

河南町男女共同参画ニュース NO.82

【開催報告】平和を考える町民の集い「映画上映会」









133名にご来場いただきました。ご参加ありがとうございました。

参加者の感想（アンケートから抜粋）

*戦争を知らない世代が大半になり意味があったと思う。今の平和を守っていきたいです。

*世界で多くの戦争が続いている事をさみしく思います。日本・世界中が平和に暮らせる事を願います。

*とても良い映画で気持ちが深まりました。年齢層が高めでもっと幅広くご参加が望まれるところです。

世界の停戦と非暴力の日。 ９月２１日は国際平和デー



毎年９月２１日は、国連が定めた平和の記念日「国際平和デー」です。すべての国の人々に戦争の停戦と非暴力を呼びかけ、敵対行為への停止を働きかける国際平和への願いが込められた日です。

この日をきっかけに平和について考えてみませんか？

知っていますか？

SOGI（ソジ） ～性の多様性について～

ソジ
SOGI
性的指向及びジェンダーアイデンティティ

Sexual Orientation
性的指向（好きになる性）

Gender Identity
性別についての認識

1. SOGI（ソジ）ってなに？



SOGI とは、私たち一人ひとりが持っている「性のあり方」を表す言葉です。

◎ 性的指向・・
どんな性別の人を好きになるか、恋愛感情を持つか

◎ ジェンダーアイデンティティ・・
自分自身を「男性」「女性」など、どのような性別だと感じているか

SOGI は、誰もが持っており、人それぞれ異なっています。また、本人が自由に選んだり、簡単に変えられるものではありません。

2. 性のあり方は人それぞれ

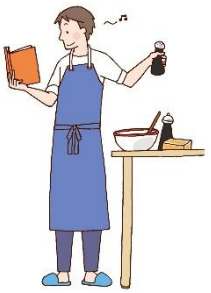

◎ 性のあり方は、人の数だけ違いがあります

◎ 「LGBT」「LGBTQ＋」という言葉を聞いたことがある人もいるかもしれませんが、
それは多様な性のあり方の一部を表している言葉です

◎ 見た目や話し方だけで、その人の性のあり方を判断することはできません

どのような性のあり方も、等しく大切にされるべきものです。

3. 法律ができました（理解増進法）

2023 年 6 月に、
「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」
が施行されました。この法律は、

◎ 性のあり方は、多様であること

◎ その違いを理由に、誰かが生きづらさを感じることがないようにすることを
社会全体で考えていくためのものです



※この法律は、私たち一人ひとりの行動を制限したり、特定の人に何か新しい権利を与えたりするものではありません。

4. 私たち一人ひとりにできること

日常のちょっとした心がけが、誰かの安心につながります。

日常の会話や接し方でできること



◎ 「男だから」「女だからこうあるべき」と決めつけた言い方をしない
（例：「男の子なんだから泣かない」など）

◎ 相手の見た目や話し方から、性別や恋愛対象を推測しない

◎ 冗談や軽い気持ちでも、性のあり方をからかったり否定したりしない

名前や呼び方について

◎ 呼び方に迷ったときは、無理に判断せず、本人の希望を尊重する

◎ 「○○さん」など、性別を限定しない呼び方を使う

誰かから打ち明けられたとき



◎ 驚いたり、否定したりせず、「話してくれてありがとう」と受け止める

◎ 「いつから？」「理由は？」など、無理に詳しく聞き出さない

◎ 本人の許可なく、他の人に話さない（SOGI はプライバシーです）

正しい理解のために

◎ 分からないことがあっても、決めつけず、正しい情報を知ろうとする

◎ 行政の広報や研修資料、信頼できる情報源に目を通してみる

身近な場から意識する

◎ 家庭、学校、職場、地域など、どこにでも多様な性のあり方の人がいることを意識する

◎ 「みんな同じ」である前提ではなく、「人それぞれ違う」ことを当たり前として考える

お互いを尊重する気持ちが、誰もが安心して暮らせる社会につながります。



5. 大切なこと：SOGI はプライバシーです

◎ 性のあり方は、とても大切な**個人情報**です

◎ 本人の許可なく、他の人に話すことはしてはいけません

◎ 自分の性のあり方を話すかどうかは、本人が決めることです

誰かから打ち明けられたときは、そっと受け止め、無理に広めないことが大切です。

6. 困ったときは相談できます

性のあり方や、人権に関する悩みは、一人で抱え込まず、相談できる窓口があります。

◆ 法務省　人権相談窓口（全国共通）

性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした悩みや差別、ハラスメントなど人権に関する相談全般	
みんなの人権110番	☎0570-003-110
インターネット人権相談(24時間)	https://www.jinken.go.jp

◆ よりそいホットライン（全国対応・24 時間）

性的指向・性自認に関する悩みを含め、どんな困りごとにも寄り添って話を聞いてくれる相談窓口	
よりそいホットライン(全国対応・24時間)	☎0120-279-338

※音声案内で「４」を選ぶと、セクシャルマイノリティに関する相談につながります

7. さいごに

性のあり方の違いは、特別なことではありません。誰もが自分らしく、安心して生活できる地域をつくるために、お互いを思いやり、尊重する気持ちを大切にしていきましょう。

SOGIの多様性に関する情報を内閣府HPに掲載しています。ぜひご活用ください。

内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進 検索

https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html

内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当

女性に対する暴力についての相談窓口

あなたのミカタ
anata no mikata

その悩み、一人で迷わなくて大丈夫。
困難な問題を抱える女性のためのポータルサイト
DV・性的な被害・こころの不調・ストーカー・依存症
妊娠・出産やひとり親。その他様々な悩みについて

もしも悩んでいたら相談してみませんか？

電話で相談してみませんか

#8778

DV、性暴力、お金、予期せぬ妊娠…、女性の全ての困難に寄り添います。
各都道府県の女性相談支援センターへつながります。※秘密は厳守します。

支援ポータルサイトはこちら

「あなたのミカタ」は女性のための支援ポータルサイト。
あなたの助けになれるかもしれません。

あなたのミカタ

性暴力の悩み、チャットで相談してみませんか？

年齢・性別は問いません　匿名でOK

curetime.jp



チャットでの相談はこちら
メール・外国語も対応
毎日 17 時～21 時

TEL での相談はこちら
24 時間対応

大阪府の配偶者暴力相談支援センター

【女性相談センター】
☎06-6946-7890（年間を通じて 24 時間対応）
☎06-6949-6181 外国人専用（平日 9:00～17:00）
【富田林子ども家庭センター】　※祝日・年末年始除く
☎0721-25-2065　（平日 9:00～17:45）

セクシャル・ハラスメント相談

【職場】大阪府労働相談センター　☎06-6946-2601
月～金 9:00～12:15/13:00～18:00　木曜 20:00 まで
【学校】すこやかホットライン　☎06-6607-7361（子ども）
さわやかホットライン　☎06-6607-7362（保護者）
月～金 9:30～17:30（祝日・年末年始除く）
すこやか教育相談 24　☎0120-0-78310
24 時間対応（平日の相談時間以外や土・日・祝日）

性犯罪・ストーカー被害相談

性犯罪 110 番
☎0120-548-110 もしくは＃8103（24 時間対応）
ストーカー110 番
☎06-6937-2110 もしくは＃9110（24 時間対応）

その他の相談

※祝日・年末年始除く

こころの電話相談
☎06-6607-8814（月・火・木・金 9:30～17:00）
みんなの人権 110 番
☎0570-003-110（月～金 8:30～17:15）
DV・セクハラ・性被害無料相談（大阪弁護士会）
☎06-6364-6251（第 2 木 11:30～13:30）

女性のための SNS 相談

第 1～第 4 火曜日 12:00～18:00
第 1・3 土曜日　10:00～15:00

悩みや不安な気持ちを一人で抱えていませんか。
まずは、チャットで相談してみませんか。



サポートカウンセリングルーム
大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

電話相談　☎06-6937-7800
火～金 16:00～20:00　土・日 10:00～16:00

面接日時は予約時にご確認ください

女性のための面接相談（予約制）
女性弁護士による法律相談（予約制）

面接予約電話
☎06-6910-8588
火～金 13:30～18:00
18:45～21:00
土・日　9:30～13:00
13:45～18:00

※休室日：毎週月曜日、祝日（土日除く）、年末年始

若者専用電話相談

※祝日・年末年始除く

サチッコ（19 歳までの子ども対象）性犯罪被害相談
☎06-6632-0699（月～金 11:00～16:00）
（第1・2・4木 11:00～19:00 第3土 10:00～12:00）
わかぼちダイヤル　こころの電話相談
☎06-6607-8814（水 9:30～17:00）

発　行　2026（令和8）年8月　〔季刊〕
発行者　河南町すこやか生活部人権男女共同社会室《住民生活課内》
〒585-8585　大阪府南河内郡河南町大字白木１３５９番地の６